

市長意見の提出状況

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
千葉市、船橋市及び習志野市
- 2 市長意見について
意見あり（別添のとおり）

令和5年11月8日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉市長 神 谷 俊 一
(公 印 省 略)

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

令和5年8月17日付け環第649号により依頼のありました標記の件について、
環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。

(担当)

千葉市環境局環境保全部環境保全課
保全活動班 [REDACTED]・[REDACTED]

電話 043-245-5141

Email kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見

【総論】

1 環境保全措置について

計画施設に係る環境の保全に関する最新の知見を収集し、大気汚染物質や温室効果ガス等の排出を可能な限り低減するような最良の技術の導入を検討した上で、環境保全措置を適切に講ずること。

2 処理方式について

方法書において示された処理方式は一つに絞り込まれていないことから、処理方式の決定に当たっては、可能な限り環境に配慮した方式を選ぶこと。また、選定した処理方式における当該施設の運転条件を明らかにした上で、最も環境に影響を与える場合を想定した予測及び評価を実施すること。

【各論】

1 大気質

大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の排出ガス処理施設を導入するよう努めること。

2 動物

対象事業実施区域内でチョウゲンボウが確認されていることから、その周辺における生息状況を的確に把握することができるように配慮すること。

3 温室効果ガス等

- (1) 国等が掲げる温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、エネルギーの有効活用に努めること。
- (2) 発電量当たりの温室効果ガス排出量を他の類似施設と併せて整理し、温室効果ガス排出量が低減されているかどうかの評価を適切に行うこと。

船環政第969号
令和5年10月19日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

船橋市長 松戸 徹
(公 印 省 略)

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する
意見について (回答)

令和5年8月17日付け環第649号にて依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対して、以下のとおり意見を提出いたします。

(2-37 頁)

該当頁における本施設の排出ガス量及び排出ガスの公害防止条件に鑑みると、処理方式によっては大気汚染物質排出量が現状より増加することも考えられます。環境影響評価準備書作成の段階において、大気汚染物質排出量が現状と同等程度となるよう処理能力、排出ガス量及び公害防止条件について精査していただきますようお願いいたします。

船橋市 環境部 環境政策課

担 当

電 話 047-436-2454

FAX 047-436-2487

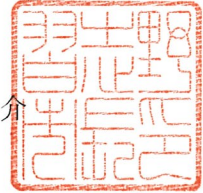
環 第 3 9 5 号

令和 5 年 1 0 月 3 1 日

環境の保全の見地からの意見

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

習志野市長 宮 本 泰 介



令和 5 年 8 月 1 7 日 付け 環 第 6 4 9 号 「習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に係る意見について（依頼）」につきまして、意見はありません。